

堺市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市教育文化センター

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 施設の概要

<所管部局>

教育委員会事務局 教育センター 企画相談課

<指定管理者>

団体名 JTB コミュニケーションデザイングループ

代表団体 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

構成団体 南海ビルサービス株式会社

構成団体 株式会社東急コミュニティー

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年度の委託料 1億7,046万1,348円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市教育文化センター

所在地 中区深井清水町

設置年月 平成6年4月（平成6年7月開館）

設置目的 市民に生涯学習と文化活動の場を提供するとともに、教育に関する研究及び教育関係職員の研修等を行うことにより、文化の発展と教育の振興に資することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造

一部鉄骨造
 地上6階、地下1階、塔屋1階
 敷地面積 12,111.46 m²
 建築面積 6,552.06 m²
 延床面積 21,814.52 m²

施設内容 中文化会館、プラネタリウム室、天体観測室、
 科学展示コーナー、駐車場、教育センター（市直営）、
 中図書館（市直営）、平和と人権資料館（併設・市直営）

第6 事業状況

<利用状況> 令和4年度

区 分	
中文化会館貸館利用者数	142,761 人
中文化会館施設利用件数	4,492 件
中文化会館稼働率	32.1%
プラネタリウム観覧者・ 天文催事来場者数	35,658 人

<収支状況> 令和4年度

(単位：円)

	金 額
収 入	244,087,462
指定管理料	170,396,000
利用料金	64,309,704
その他 ※	9,381,758
支 出	265,357,442
人件費	106,851,100
保守管理費	79,649,504
光熱水費	41,958,124
その他	36,898,714
収支差額	△21,269,980

※キャッシュレス決済に要する費用分（指定管理料）を含む。
 （指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 事業報告書の収支実績報告において、以下のものがあった。

ア 駐車場料金の収入額について、収支実績報告では1,161万4,300円と記載しているが、その内訳を示す利用料金等収入に関する報告では1,162万7,800円となっていた。

イ 収支実績報告に記載の予算額について、年度事業計画書に記載する予算額と異なる金額を記載していた。

(2) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に自主事業の実施・収支状況の報告として、実施事業ごとの収支結果等を記載することとされているところ、自主事業報告書・決算書において、以下の誤りがあった。

また、市は、指定管理者への確認を行っていなかった。

・ 事業を実施しているにもかかわらず、収入・支出項目の全てに金額

の記載のないものがあつた。

- ・ 積算内容欄に記載があるにもかかわらず、金額の記載のないものがあつた。
- ・ 金額を誤って記載しているものがあつた。

(3) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金等収入に関する報告として、施設全体の利用者数、料金区分、減免等の実績を記載することとされている。

しかし、市内の学校が学校教育活動として利用した場合などの減免の実績（件数・金額）を記載していなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。